

No. 4

制 度 名	新しい学校づくり支援事業（市町村立小・中学校等適正規模化支援事業費補助部分）	主管課名	義務教育課 管理 G					
		問合せ先	029-301-5215					
目的・趣旨	学校統合により遠距離通学となる児童生徒が、安全・安心に通学できるよう、スクールバスの経費や通学定期代等の遠距離通学対策費を補助する。							
〔対象団体〕 市町村 〔対象事業〕 市町村立小・中学校の統合に伴い実施される遠距離通学対策事業 （1）スクールバス等の購入費 （2）スクールバス等の運行経費及び通学定期代等 〔補助要件等〕 市町村立小・中学校等適正規模化支援事業費補助金交付要項によること。 〔対象経費〕 （1）スクールバス等の購入費 ・市町村実負担分（購入費－へき地児童生徒援助費等補助金） （2）スクールバス等の運行経費及び通学定期代等 ・市町村実負担分（運行費等－へき地児童生徒援助費等補助金－交付税算入額） 〔補助限度額等〕 補助限度額：統合 1 件につき、（1）（2）合わせて 5,000 千円 補助期間：（1）統合前年度又は統合初年度 （2）統合初年度から 3 年間 補 助 率：（1）市町村実負担分の 1/2 （2）市町村実負担分の 1/2（普通交付税算入の場合） 2/3（特別交付税算入の場合） 〔経費負担割合〕								
区 分		国	県	市町村	その他			
（1）スクールバス等の購入費		※ 別制度 補助金 あり	1/2	1/2	—			
（2）スクールバス等の運行経費及び 通学定期代等			1/2 又は 2/3	1/2 又は 1/3	—			
〔令和 7 年度当初予算額〕 800 千円		〔令和 7 年度補助対象団体〕 令和 7 年 6 月頃決定予定						
〔備考〕 ※ へき地児童生徒援助費等補助金（文部科学省補助金） 児童生徒の通学条件を緩和するための助成制度。								